

議 員 の 派 遣 に つ い て

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

令和2年6月30日

鹿追町議会議長 吉 田 稔

記

1 西部十勝4町議会正副議長会議

- (1) 目 的 近隣町村議会との情報・意見交換等により、議会活性化に資するため
- (2) 派遣場所 清水町 清水町役場
- (3) 派遣期間 令和2年6月26日（金）（1日間）
- (4) 派遣議員 吉田稔、安藤幹夫

2 十勝町村議会議長会主催議員研修会

- (1) 目 的 議員としての識見を高め、議会活性化に資するため
- (2) 派遣場所 上士幌町 山村開発センター
- (3) 派遣期間 令和2年10月29日（木）（1日間）
- (4) 派遣議員 全議員

3 そ の 他 上記1から2の派遣内容に変更が生じた場合は、その扱いについて議長に一任する。